

社会福祉法人 晴山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人晴山会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、職員旅費規則に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

いなべ市内	2000円
その他	3000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

いなべ市内	2000円
その他	3000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年6月21日から施行する。